緊急事態宣言発出に伴う企画乗車券の取扱いについて

東葉高速鉄道では、国内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2021年1月7日に政府より発出された1都3県を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出を受け、企画乗車券をご使用にならないお客さまに対して、以下のとおり対応をいたします。

記

1. 東葉シネマチケットの払いもどしについて

緊急事態宣言が発出されたことに伴い、お手持ちの東葉シネマチケットをご使用にならない場合、2020年12月8日~2021年1月7日の間に発売したものにつきましては、使用開始前のものに限り、無手数料で払いもどしいたします。

2. 東葉羽田バスきっぷの払いもどしと発売中止について

緊急事態宣言が発出されたことに伴い、お手持ちの東葉羽田バスきっぷをご使用にならない場合、2020年12月8日以降に発売したものにつきましては、無手数料で払いもどしいたします。使用を既に開始されているものにつきましては、所定の計算を行ったうえで払いもどしいたします。

なお、京成バス「船橋駅・西船橋駅~羽田空港線」が2021年1月14日以降、当面の間全便運休となるため、2021年1月13日をもって、<u>東葉羽田バスきっぷの発売を一時中止とさせていただき</u>ます。

3. 払いもどし可能期限について

緊急事態措置の終了日の翌日から1年間です。

例) 2021年2月7日に緊急事態措置が終了した場合、2022年2月7日までとなります。

※条件を満たすものであれば、有効期間が満了していても有効期間内にお申し出されたものとして、 当該企画乗車券の払いもどしをいたします。

4. 払いもどし取扱箇所

東葉高速線各駅(西船橋駅を除く)

以 上